

発日監第34号
令和4年3月22日

日南町長 中村 英明 様
日南町議会議長 山本 芳昭 様

日南町監査委員 藤森 高善

日南町監査委員 岩崎 昭男

令和3年度定期監査（第2回）の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した監査の結果に関する報告を、同法同条第9項の規定に基づき、次のとおり提出します。

なお、同条第14項の規定により、当該監査の結果に基づきまたは当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

令和3年度定期監査（第2回）の結果

1. 監査の期間

令和4年2月8日、9日

2. 監査を実施した事項

令和3年度定期監査（第2回）は、特に次の点について監査を行った。

(1) 議会事務局

- ・ 議場放送システム保守委託料

(2) 出納室

- ・ 【歳計外現金】 契約保証金の管理状況

(3) 総務課

- ・ 通勤手当の届出書、支給状況
- ・ ドローン操作教習受講料

(4) 企画課

- ・ 日南町地域団体の移住者誘致支援事業補助金
- ・ テレワークリモートアクセスプレミアム環境構築
テレワークリモート回線初期敷設
- ・ 令和2年度購入 分散勤務用ノートパソコンの活用状況
- ・ まるごとバンクホームページ改修委託料

(5) 住民課

- ・ 町税等未収金取り組み会議の実施状況
- ・ 日南町老朽危険家屋解体撤去補助金

(6) 福祉保健課

- ・ 在宅育児支援金支給状況

(7) 農業委員会

- ・ 移動農地銀行の開催状況

(8) 農林課

- ・ 経営体育成支援事業補助金
- ・ ゆきんこ村散水栓設置工事
- ・ ゆきんこ村トイレ改修工事及び洗面所改修工事に係る現地調査費
- ・ 日南町民有林再造林新植経費補助金

(9) 建設課

- ・ 家庭用水施設設備推進事業補助金
- ・ 町道佐木谷虫尾線法面对策工事（2工区）
- ・ 町道滑線舗装修繕工事（2工区）
- ・ 【簡易水道事業会計・下水道事業会計】 消費税中間申告の状況

(10) 教育委員会

- ・ 日南町学校教育施設整備修繕計画策定業務委託料
- ・ 霞17号墳木柵修繕工事

(11) 日南病院

- ・ 本館屋根防水改修工事
- ・ オーディオメータ購入

(12) 備品購入費の執行状況

職員健康福利厚生事業、消防施設設備管理事業、防災対策事業、
電算管理運営事務、タウンズネット管理運営事務、税務総務一般管理事務、
予防衛生一般事業、【介護保険特会】認知症地域支援・ケア向上事業、
堆肥生産施設管理運営事業、山村振興一般対策事務、保育園管理運営事務

(13) 委員会・審議会等の開催状況

選挙管理委員会、日南町明るい選挙推進協議会、日南町男女共同参画推進委員会、
日南町防災会議、まち・ひと・しごと創生日南町人口ビジョン・総合戦略第三者
評価委員会、日南町行政改革推進委員会、日南町地域情報化推進計画策定委員会、
公共交通確保対策協議会、日南町固定資産評価委員会、日南町環境審議会、
日南町空き家対策協議会、日南町国民健康保険事業の運営に関する協議会、
日南町障がい者プラン推進委員会、日南町こどもゆめ基金運営審議会、
にこにこ健康にちなん21推進委員会、介護保険運営協議会、
日南町町有林管理経営審議会、日南町町有林管理人会、日南町地籍調査推進協議会、
日南町学校運営協議会、日南町社会教育委員会議、日南町文化財保護審議会、
日南町図書館運営協議会

3. 監査の範囲及び方法・結果について

監査項目のうち工事関係及び委託関係事業については、事前に監査調書の作成を求め、提出された監査調書の項目に基づき、担当課長、担当職員から説明を受け、起案文書、入札関連書類及び契約書類等の調査をするなどの方法により実施した。

また、備品購入費の執行状況及び委員会・審議会等の開催状況についても調書の作成を求め、提出された調書に基づき聞き取りを実施した。委員会・審議会等については、開催後報酬等の支払がされているか確認を行った。

監査調書の作成を行わない監査項目については、事務事業の実施内容等を担当課長、担当職員から聞き取りをするなどの方法により実施した。

監査の結果、次の事項については、改善の検討や適正処理をされるよう求める。

なお、指摘するには至らなかったが、監査を執行するなかで改善、検討を要する事項についてはその旨指示した。

(1) 備品購入費の執行について

今回、各課の備品購入費の執行状況について調査したところ、備品購入契約締結日と同時に財務会計システムへの支出負担行為の入力処理が行われていないものが散見された。なお、このことは以前の定期監査で指摘した事項であるが、再度周知されたい。

また、特別な事情がない限り、早期予算執行により購入備品の有効活用を図られたい。

(2) リモートワーク等に係る関係例規の見直しについて

新型コロナウイルス感染症対策として分散勤務やリモートワーク用機器及びネット環境の整備が行われ、職員は庁舎内で勤務せずとも、自宅や庁舎外の会議室などで業務を行うことが可能となった。これにより、試行的ではあるが複数の職員が自宅でのリモートワークを実施することができた。

また、このことは、育児や介護などの時間的制約を抱える職員を含め、職員一人ひとりが多様な働き方を実現できる「働き方改革」へと展開できる可能性を示すものでもある。

職員の服務については勤務時間や休憩時間、出勤簿の記入（タイムカードへの刻印）などが「日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」や「日南町職員服務規程」等により定められているが、これらの例規をリモートワーク等へも対応するなど、実態に合わせ見直しを図られたい。